

141	自然保護課	自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。	○オニヒトデ駆除などサンゴ礁や希少野生動植物の保全対策、自然再生の検討などにより、自然環境保全対策を推進します。
			(3) 生物多様性の保全 (3)ー1 生物多様性の確保 ○本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等について検討を進めます。 ○生物多様性を地域社会に浸透させるため、NPOと連携した普及啓発に努めます。 ○外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、必要に応じて防除対策を講じます。 ○奄美地域や鹿児島市喜入地区において生態系への影響が危惧されているマングースなどの外来種については、関係機関と連携しながら防除対策を進めます。 ○サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除、赤土等流出防止対策に努めます。
142	自然保護課		
143	自然保護課		
144	自然保護課		
145	自然保護課		
146	大島支庁総務企画部		
	自然保護課		
147	自然保護課		(3)ー2 野生生物の適切な保護 ○県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。
148	自然保護課		○野生生物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。
149	自然保護課		○ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を促進します。
150	自然保護課		○天然記念物や絶滅のおそれのある野生動植物については、文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図ります。
151	文化財課		
152	自然保護課		○県希少野生動植物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができない希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。 ○奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターの活用や貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。

○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成23年度オニヒトデ捕獲数 954匹)	自然保護課
○奄美群島における鳥獣保護区の指定等については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成23年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。	自然保護課
○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。	自然保護課
(3) 生物多様性の保全 (3)ー1 生物多様性の確保 ○平成23年度実績なし。 ○平成23年度実績無し。 ○鹿児島市において、マングース生息確認調査・防除事業を実施。 ○鹿児島市において、マングース生息確認調査・防除事業を実施。 ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には、赤土等流出防止対策を講じるよう指導。また、工事業者等に対する赤土等流出防止技術等の講習による技術向上の意識改革を図るとともに、市町村、関係団体と合同パトロールを実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成23年度オニヒトデ捕獲数 954匹)	自然保護課
(3)ー2 野生生物の適切な保護 ○希少野生動植物保護に係る普及啓発パンフレットを作成・配布。	自然保護課
○第10次鳥獣保護事業計画(平成19年度から平成23年度までの5か年間)に基づき、鳥獣保護区を指定。平成23年度末現在の鳥獣保護区は140箇所、72,080ha。	自然保護課
○ヤマシギと酷似しており、誤認捕獲される恐れがあるアマミヤマシギの保護増殖を図るため、昭和49年から規制している奄美市及び大島郡一円におけるヤマシギの捕獲禁止期間を5年間延長。(H21.11.1～H26.10.31)	自然保護課
○平成19年度に策定した特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、イノシシ)見直しのためのモニタリング調査を実施。	自然保護課
○奄美週間作品コンクールを実施し、優秀作品を表彰(第45回 1,763点)。	自然保護課
○指定希少野生動植物を42種指定し、捕獲、採取等を禁止するとともに、普及啓発パンフレットを作成、配布。	自然保護課
○県文化財保護指導委員(30人)を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視。	文化財課
○国指定天然記念物として「薩摩黒島の森林植物群落」を新指定。(指定：H23.9.21)	文化財課
○県指定天然記念物として「アマミハナサキガエル」を新指定。(指定：H23.4.19)	文化財課
○県希少野生動植物保護推進員89名(うち専任33名)を配置し、希少野生動植物の生息状況等調査や盗採防止等の保護監視活動を実施した。	自然保護課
○奄美自然体験活動推進協議会が奄美野生生物保護センターとの連携により、自然観察会や自然に関するミニ講座等を開催した。	自然保護課

153	○傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	自然保護課	○県民により保護された傷病野生鳥獣に対し適切な治療を行った。(平成23年度の保護実績は294件)
154	○野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル(平成20年環境省)」等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、野鳥の感染状況の把握や調査、監視、情報収集に努めます。	自然保護課	○庁内関係課で構成する「野鳥における鳥インフルエンザ関係庁内連絡会」を設置し、発生時の連絡体制及び各課の対応等について協議を行った。
155	○各学校における教育活動や県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護や野生生物保護意識の普及を推進します。	自然保護課	○児童・生徒に愛鳥週間の普及啓発を図ることを目的とし、愛鳥モデル校を指定(平成23年度末現在21校)し、双眼鏡、図書等の配布や県からの助言・指導を行った。
156	○鳥獣による農作物や生態系への被害等については、必要に応じて有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に加え、追い払いや放任果樹の伐採など鳥獣を集落に寄せ付けない地域ぐるみの取組を促進します。	義務教育課	○総合的な学習の時間等で行う環境教育として、地域の実態に応じて体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。
157	○出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。	農林振興課	○38市町村で、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、この計画に沿って、寄せ付けられない、侵入させない、侵入個体数を減らすといった地域ぐるみの総合的な取組を推進。
158	(3)ー3 野生生物の生息・生育環境の確保 ○各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生息・生育環境し、ピオトープ(野生生物が生息できる空間)の復元など野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	自然保護課	○特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ、イノシシ)で、ニホンジカ、イノシシの猟期1ヶ月延長を実施。
159	○鳥類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを促進します。	自然保護課	○のりり被害防除対策事業により、カモによる食被害を防ぐための防除網204面設置に係る費用を補助。
160	2 県民参加の森林づくりの推進 ○森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。	農地整備課	○ウミガメ保護監視員設置の15市町村に対して補助金を交付。
161	○地域住民をはじめ、森林ボランティアや事業者など多様な主体による森林づくりを進めます。	農地整備課	○ウミガメ実態調査において上陸頭数等を調査。(H23年度:5,423頭)
162	○森林環境税を活用して、間伐等の森林整備や地域特性を活かした森林づくり、里山林の機能回復など県民参加の森林づくりを推進します。	振興課	○県ウミガメ保護対策連絡協議会を開催。
163	○県民参加による森林づくりを促進するための基盤づくりを進め、林業実践活動や森林ボランティア活動を支援します。	河川課	○「特定地域鳥獣保護管理事業」により、飛来したツルの1/4～1/2程度が新たな休遊地を利用するなど、ツルの集中化の改善が図られている。なお、平成23年度の出水平野への飛来数は13,101羽であった。
164	3 緑の空間の保全・整備 (1) 緑の空間の保全 ○都市近郊や里山の森林など地域に親しまれ地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な整備・保全に努めます。	河川課	(2) 野生生物の生息・生育環境の確保 ○排水路整備予定地域等において、生き物調査(引越)を実施。
165	○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。	河川課	○猛禽類(クマタカ)の繁殖期に配慮した林道事業の工期設定。
166	○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木匠の活用等により適切な保全を促進します。	河川課	○農業用河川工作物の整備、補填又は撤去に伴い、多段式、スロープ式魚道の整備を10地区で実施。

	(2) 緑化の推進	森づくり推進課	(2) 緑化の推進
167	○県内各地において、地域の特性を活かした公園や緑地等の整備を進め、みどりの交流空間づくりを促進します。	観光課	○地域特性や立地条件を活かした森林整備や付帯施設整備を実施。(6箇所, 8ha)
168	○緑が減少している地域や美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを促進します。	都市計画課	○奄美群島では、自然資源等を活かした特色ある観光地づくりを進めるため、和泊町や知名町等で観光施設の修景植栽等を実施。
169	○都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。	建築課	○県内において都市公園等の整備を促進。
170	○庁舎や公営住宅など公共施設の緑化を積極的に推進します。	住宅政策室	○平成23年度は、県立学校における実施事例なし。
		管財課	○県営住宅敷地内の樹木・草木を管理。
171	○公共施設の緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理。
172	○県民や事業者、県、市町村等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。	森づくり推進課	○各地域振興局・支庁庁舎についても、県庁舎と同様、樹木・草木を管理。
173	○公益財団法人がごしまみどりの基金との連携などにより、県民参加の森林づくりを推進します。	地球温暖化対策課	○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種(郷土産樹種)を選定し、植栽を実施。
174	○グリーンマスタースター(みどりの指導員)の育成・確保を図ります。	森づくり推進課	○県民の緑化思想の普及・啓発を推進。
4	水辺空間の保全・整備		
175	(1) 水辺空間の保全	河川課	○緑の少年団(69団, 1,678人)、森林ボランティア(個人1,288名、団体36団体)の育成、活動の支援。
176	○若、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とします。	河川課	○4月15日から5月14日の「みどりの月間」に緑化思想の普及啓発を図るためのチラシ等を作成・配布。
	○特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。		○4月29日に「みどりの感謝祭」, 11月13日に「九州森林の日」植樹祭を開催し、県民が森林とふれあい、森林づくりを体験する機会を提供。
177	(2) ふれあい機会の充実		○グリーンマスタースター1名を認定。(延べ42名)
177	○水辺空間を動植物と親しむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。	河川課	○親水性に富む河川の整備を図るため、平成23年度までに26箇所において親水護岸を整備。
178	○ウォーターフロントを整備し、水と親しむ場として充実します。	港湾空港課	○国土保全との調和を図りつつ、快適な海岸環境の保全を図るため、平成23年度は2海岸で養浜等を整備。
179	○緑化護岸や自然石護岸、遊歩道等を整備し、道路緑地や公園緑地など緑の空間とのネットワーク化を図ります。	砂防課	○平成23年度は事業なし。
		農地整備課	○農村地域に広域に存在する水路・ダム・ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、施設の有する水辺空間を活用し、親水施設等を1地区について整備。
180	○県内の名水、滝及び渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設など周辺環境の整備などに努めます。	観光課	○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信。
181	○県内における親水広場など親水施設の整備を促進します。	都市計画課	○平成23年度は事業なし。
182	○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設等の整備を推進します。	農地建設課	○ため池等整備工事等を6地区、用排水施設整備工事を10地区で実施。
183	○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○瀬や淵を残すことを基本とした整備を役勝川(奄美市)等で実施。
184	○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	河川課	○平成23年度は事業なし。
185	○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、水辺空間の整備を促進します。	河川課	○平成23年度は事業なし。
186	○港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	港湾空港課	○港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地、休憩所、トイレ、植栽等1地区を整備。
187	○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や、漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	○平成23年度は事業なし。